

JAMの主張

普遍的な制度に強化を JAM共済 新型コロナでも大きな役割

【機関紙JAM・2023年4月25日発行 第291号】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、この5月8日に「2類相当」から「5類感染症」へと移行される。

第9波到来の恐れも伝えられる中で、大型連休後には、少なくとも保健・医療の取り扱いが変更される。世の中はどうなるのか？ 引き続き、街ゆく人々の多数がマスクを着用する光景が続くのか？ それとも、一気にマスク姿が見られなくなるのか？

これまで以上に“自己判断”が求められ、重要性を増してくる。「5類」移行後は、罹患しても保健所から療養・外出の自粛は要請されない。とはいえ、発熱や咳などの症状が見られたら、従前のインフルエンザと同様に、医療機関で受診すること、少なくとも外出を控え、周りの方につさない配慮が必要だ。

この数年にわたって私たちが身近に使っていた「濃厚接触」「宿泊・自宅療養」などのことばも、世の中から徐々に薄れていく。

新型コロナウイルス感染症による「宿泊・自宅療養」を、「みなし入院」として特例的に取り扱ってきた、JAM共済の入院共済金の支払いも収束する。市中の保険会社や共済事業団体と同等の動きで、入院した場合は当然、入院共済金の支払い対象となる。

昨年7月以降の今年度直近までの実績で、JAM傘下の組合員全員が加入するハート共済の病気入院共済金は、昨年度の同じ時期の10倍近く、2万5千件超が支払われてきた。同様に、個人共済でも前年同期比で数倍の件数が給付された。

新型コロナウイルス感染症への対応は、一息つくが、確実にJAMの共済が組合員の安心を確保し、大きな役割を果たしている。

JAMに加盟することで、すべての組合員が、生命・医療と住まいを中心に、困ったときに共済金を受けることができる。JAMの仲間が最低限の組織保障を確保している。

JAMの組織的な特徴の一つである、「共済運動」に、いま一度焦点をあて、将来にわたり持続可能な普遍的な制度として強化していく必要がある。

副書記長 椎木盛夫